

墨田区子育てひろば条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月30日

墨田区長 山本 亨

墨田区条例第33号

墨田区子育てひろば条例等の一部を改正する条例

第1条 墨田区子育てひろば条例（平成13年墨田区条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「東京都墨田区文花一丁目20番3号」を「東京都墨田区文花一丁目20番7号」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 第1項の事業のほか、文花子育てひろばは、子育て支援に係る地域活動事業を行う。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の施設のほか、文花子育てひろばには、子育て支援に係る地域活動事業を実施するため、イベントルームを設ける。

第4条第1項ただし書中「ついては、」を「あっては」に改め、「まで」の次に「、同条第3項のイベントルーム（以下「イベントルーム」という。）にあっては午前9時から午後9時まで」を加える。

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、イベントルームは、同項第1号及び第2号に掲げる日（元日を除く。）は、休館日としない。

第6条第2項及び第7条第1項中「保育室」の次に「及びイベントルーム」を加える。

第8条第4号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、イベントルームの利用を承認しないものとする。

- (1) イベントルームの設置目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文花子育てひろばの管理上支障があるとき。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、イベントルームの利用料金は、無料とする。

第10条中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「子育てひろば」の次に「の施設（保育室及びイベントルームを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的又は承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により子育てひろばを利用できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

第12条の次に次の1条を加える。

（原状回復）

第12条の2 第7条第1項の規定によりイベントルームの利用の承認を受けた者は、イベントルームの利用を終了したとき、又は前条第2項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにイベントルームを原状に回復しなければならない。

第2条 墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例（令和元年墨田区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第2条第3項を次のように改める。

3 第1項の事業のほか、文花子育てひろばは、次の事業を行う。

- (1) 一時預かり
- (2) 子育て支援に係る地域活動に関すること。

第3条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第3条第3項中「には」の次に「、一時預かり事業を実施するため、保育室」を加え、「設ける」を「それぞれ設ける」に改める。

第4条第1項の改正規定を次のように改める。

第4条第1項ただし書中「前条第2項」の次に「及び第3項」を、「保育室（」の次に「次条第1項第2号を除き、」を加え、「同条第3項」を「前条第3項」に改める。

第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号を改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として1号を加える改正規定中「第3条第2項及び第3項の保育室（以下次号を除き、「保育室」という。）」を「保育室」に改める。

第5条第2項の改正規定を次のように改める。

第5条第2項中「及び第2号」を「、第2号及び第3号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同項第3号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年1月2日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後のイベントルームの利用に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区子育てひろば条例の規定の例により行うことができる。